

厚生労働大臣 根本 匠 様

子どもの家庭養育推進官民協議会  
会長 鈴木 英 敬

## 家庭養育優先原則に基づく社会的養育を迅速かつ確実に実現するための提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

昨年度は、度重なる虐待死亡事件の発生を受けて、児童虐待防止対策の強化を図るため、子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる、改正児童福祉法案が今国会に上程されています。また、本協議会が提言してきました特別養子縁組制度につきましては、養子となる者の年齢の上限の引き上げや、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続きに参加することができる制度の新設等の措置を講ずるなど、改正民法法案も今国会に上程されています。これら、子どもの最善の利益の視点に立った法制度の大きな改革を進められていることを高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

平成30年7月6日に発出されました「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に沿って、平成30年度から31年度にかけて推進計画づくりに取り組んでいる本協議会に参画する行政機関や民間団体からは、実施に向けてのいくつかの問題点や改善点が明らかになってきました。これらを下記の提言内容にまとめましたので、令和2年度に向けた予算や取組に反映していただき、国と地方、関係団体の連携のもと、子どもの最善の利益の視点に立った、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施されることを強く要望いたします。

### 記

#### 1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

- 改正児童福祉法案では、検討規定として、「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。自分から声を上げられない子どもの意見表明権を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、複数の当事者委員を含めた検討委員会を立ち上げ、アドボカシーシステムの構築に向けて積極的に取り組むこと。また、子どもの権利擁護やアドボカシーの実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援し、補助金の創設や法制化を検討すること。

#### 2. 社会的養育推進に向けた財源の確保

- 国から新たに示された要領やガイドラインに基づき、令和2年度末までに里親養育包括支援体制を構築し、適切なマッチングや里親家庭への十分な支援を行えるようにするには、これまで各地域が進めてきた取組を踏まえて、地域の実情に応じた対応を検討し、取組を円滑に移行させていく必要がある。しかし、従前の支援制度の組み替えだけでは事業者のニーズに対応できず、また、地方自治体においても、現行の負担割合（国、地方1/2）では財政的に限界がある。これらに対応するため、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養育推進分を明確に位置づけて必要な財源を確保するとともに、フォスタリング機関が、継続的に質の高い里親養育支援に取り組めるよう十分な予算措置を行うこと。

#### 3. 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の充実・強化

- 新たに里親養育包括支援事業に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向を踏まえ、支援の必要性の判断基準を明確に定め、里親養育包括支援事業に、専門性の高い支援が必要な里子を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。また、将来的には支援内容の質を確保したうえで、里親養育包括支援事業の支出を補助金から措置費に切り替えること。

#### 4. 児童相談体制の強化と支援の充実

- 平成30年12月18日に公表された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下、新プランと略す）は、里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司も含めた児童福祉司及び児童心理司等の配置基準が明記された。一方、市町村においては、市区町村子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに全市町村に設置する旨規定されたものの、人員体制の強化については明確になっていない。市町村の人員についても配置基準を明確にするるとともに、児童相談所の職員配置の増員を確実に推進するため、地方交付税の増額措置や新たな交付金の創設など必要な財源措置を行うこと。また、児童相談所職員の平均在籍期間が3～5年程度である実態を踏まえ、児童相談にかかる専門職のあり方を抜本的に見直すこと。
- 新しい社会的養育ビジョンにおいては、在宅支援の強化が求められているものの、全てを行政機関の職員が担うことは非効率的であり、多機能化した施設や児童家庭支援センター等における質の高い在宅支援サービスの提供が期待されている。これら施設や児童家庭支援センター等が子どもや家庭のニーズに対応できるよう必要十分な財源措置を行うこと。

- ③ 児童福祉分野の職員体制の強化にあたっては、専門性の強化が必要不可欠である。改正児童福祉法案の検討規定の「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について」検討を加えることとされており、児童に特化したソーシャルワーカーの養成や資格のあり方について、前向きな検討を行うこと。
- ④ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた財政支援制度を創設すること。また、児童家庭支援センターやフォスタリング機関などが市町村からの要請を受ける調整機関となつて、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整えとともに、それに対する財政支援制度を創設すること。

## **5. 特別養子縁組および里親制度の推進**

- ① 特別養子縁組の推進に向けた人材育成の強化や円滑に民間と行政が連携するためのデータベースの構築、養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置を行うこと。
- ② 育児・介護休業法において、特別養子縁組の監護期間や養子縁組里親として養育している子どもについては、子どもの年齢に関係なく、委託されてから1年間は育児休暇を取得できるよう法改正を検討すること。
- ③ 虐待・DVのおそれがある場合の保育所の優先利用が全国どこの自治体でも実施されるよう更なる周知徹底を図ること。また、保育所等（幼稚園、認定こども園など）の優先利用に里親・ファミリーホームなどの社会的養護下の子どもを加えるなど、社会的養護下の子どもが確実に保育所に入所できる制度を整えること。さらに、保育料以外に実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費についても、すべて費用弁済される制度を整えること。
- ④ 里親制度の普及、里親子間の愛着関係の形成及び子どもの心身の健全な発達のため、子どもの年齢に応じて、里親が正式な受託に至る前のマッチングの期間中も含めて、一定期間、柔軟に休業できる制度を数年以内に構築するため、検討を開始すること。

## **6. 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた支援の充実**

- ① 市町村の在宅支援体制を強化するため、市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援メニューの充実を図ること。

## **7. 児童福祉施設が取り組む多機能化等への支援の充実**

- ① 社会的養育環境の整備にあたっては、里親と児童福祉施設が互いに連携して支援を必要としている子どもの養育に取り組める環境の整備が不可欠であるため、施設が取り組む専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化が子どもの不利益となることなく円滑に進むよう、安定した運営が継続できる体制の保障や新たな取組を促進する適切な予算措置を行うこと。

## **8. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実**

- ① 現在、児童養護施設や乳児院等とされている一時保護専用施設の設置に向けた補助の対象に、小規模の安全安心な家庭的環境で専門的にアセスメントやケアなどを実践しているNPOを加えること。
- ② 一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的で小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、1施設あたり1か所のみ指定や一時保護児童のみを対象としている現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、複数の分散した地域小規模施設も指定できるようにすること。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が活用できるようにすること。さらに、一時保護実施特別加算の対象となる施設に、障害児入所施設も含めること。
- ③ 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることを明確にすること。また、交付要領は自治体の実情に合わせたものとし、既存一時保護所の小規模化を促進すること。

## **9. その他**

- ① 社会的養育の推進において、3歳未満や未就学児の里親委託率の統計を導入すること。また、里親委託率だけでなく、特別養子縁組などのパーマネンシー保障を評価する指標や、一時保護委託による里親の活用等を評価する多角的な指標の導入を検討すること。
- ② 今後、社会的養育において外国籍の子どもの増加が予想され、言語の問題、入管上の問題、実親との面会など、ケースごとに対応の異なる問題が生じる可能性があるため、社会的養育にいる外国籍の子どもの実情と課題の把握について検討すること。